

意図して過大な利益を計上したものと見えす

外国法人税の未払税金費用への計上漏れで株主が損害賠償請求

外国法人税を未払税金費用に計上しなかったため決算を訂正したことが粉飾決算に当たるとして株主から損害賠償を求められた事件で東京地方裁判所（下 和弘裁判官）は令和2年12月10日、会社は意図して過大な利益を計上したものであるとはいえないとして、株主の請求を棄却する判決を言い渡した。当時の代表取締役社長は会計処理が誤っているとの認識を有しておらず、また、決算の訂正は特別調査委員会の報告内容を尊重したものであり、当初の決算が粉飾されたものであったと認めたものではないとした。

海外のLLLPからの収益に基づく税金を計上せず

本件は、東証第2部に上場するプロスペクト（被告）が外国法人税を未払税金費用へ計上しなかったため、同社の株主1人から損害賠償を求められた事件である。被告は、ハワイで組成したLLLPからの収益に基づく所得に対し、米国で課される外国法人税について、平成29年3月期及び平成30年3月期において法人税等に計上しなかったが、その後、監査法人から過年度決算の修正が避けられないとし、決算発表予定日に平成31年3月期第2四半期報告書を提出できる見込みがない旨を発表。遅延理由は、過年度に計上した税金費用の金額について誤りが判明したも

のであると説明した。また、同日までに第2四半期報告書を提出できなかったため、東京証券取引所から「管理銘柄（確認中）」に指定された（第2四半期報告書を提出後に指定解除）。

原告は、税金費用を隠蔽して利益を過大に計上していたのであるから、有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載をしていたものであるなどと主張。原告は、被告は決算発表予定日の当日に重大な修正があることを公表し、保有株式8万株の市場価額が1株当たり40円から20円に下落したとして賠償金160万円の支払いを求めたものである。

決算の訂正は粉飾を認めたものとはいえず

東京地裁は、被告は外国法人税について平成29年3月期及び平成30年3月期決算に法人税等に計上することはなかったが（有価証券報告書も同様）、当該会計処理について被告の監査法人からの特段の指摘はなく、当時の代表取締役社長は当該会計処理が誤ってい

るとの認識を有していなかったと指摘。また、被告は平成29年3月期及び平成30年3月期に遡って、法人税等及び繰延税金資産を自らの決算に計上するとの訂正をしたが、これは外部の専門家から構成された特別調査委員会の調査報告書の報告内容を尊重したもの